

令和6年度ダイオキシン類測定計画  
(大気、公共用水域、地下水、土壌)

奈良県

## 令和6年度ダイオキシン類測定計画（大気）

### 1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る大気の測定について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 測定期間

期間は、令和6年4月から令和7年3月までとする。

### 3. 測定の内容

#### (1) 測定地点

測定地点数は表1のとおりである。

#### (2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年2回である。

#### (3) その他

測定方法等については、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課）」に基づき実施する。

### 4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

### 5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表1 令和6年度市町村別測定地点数（大気）

| No. | 市町村名  | 地点数 | 測定機関 |
|-----|-------|-----|------|
| 1   | 奈良市   | 2   | 奈良市  |
| 2   | 大和郡山市 | 1   | 奈良県  |
| 3   | 生駒市   | 1   |      |
| 4   | 大和高田市 | 1   |      |
| 5   | 天理市   | 1   |      |
| 6   | 桜井市   | 1   |      |
| 7   | 王寺町   | 1   |      |
| 合計  |       | 8   |      |

## 令和6年度ダイオキシン類測定計画（公共用水域）

### 1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る公共用水域の水質及び底質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 測定期間

期間は、令和6年4月から令和7年3月までとする。

### 3. 測定の内容

#### (1) 測定地点

県内3水系8地点において実施する。

水系別地点数は表2のとおりであり、測定地点は別表のとおりである。

表2 水系別地点数（公共用水域）

| 水系  | 奈良県   | 奈良市   | 国土交通省 | 水資源機構 | 水系別<br>合計 | 合計    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|
| 大和川 | 1 (1) | 1 (1) | 1 (0) |       | 3 (2)     | 8 (7) |
| 紀の川 |       |       |       |       | 0 (0)     |       |
| 淀川  | 2 (2) | 1 (1) |       |       | 3 (3)     |       |
| 新宮川 | 2 (2) |       |       |       | 2 (2)     |       |

( ) は底質地点数

#### (2) 測定項目及び頻度

測定項目は水質及び底質のダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

※ 大和川水系の国土交通省調査地点の水質は年4回（但し、重点監視状態の地点（要監視濃度として、環境基準値の1/2を超えた地点）で、8回連続要監視濃度を下回った場合、年1回）実施する。

#### (3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局 水環境課）」に基づき実施する。

### 4. 測定実施機関

実施機関は国土交通省、奈良県及び奈良市である。

5. その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

## 令和6年度ダイオキシン類常時監視（公共用水域）測定地点

（公共用水域）

| 番号 | 水系  | 河川    | 地点     | 測定対象  | 測定機関  |
|----|-----|-------|--------|-------|-------|
| 1  | 大和川 | 大和川   | 藤井     | 水質    | 国土交通省 |
| 2  | 大和川 | 布留川   | 布留川流末  | 水質・底質 | 奈良県   |
| 3  | 大和川 | 佐保川   | 打合橋    | 水質・底質 | 奈良市   |
| 4  | 淀川  | 宇賀志川  | 宇賀志川流末 | 水質・底質 | 奈良県   |
| 5  | 淀川  | 四郷川   | 岩崎橋    | 水質・底質 | 奈良県   |
| 6  | 淀川  | 布目川   | 鷺千代橋   | 水質・底質 | 奈良市   |
| 7  | 新宮川 | 風屋ダム湖 | 取水口    | 水質・底質 | 奈良県   |
| 8  | 新宮川 | 熊野川   | 小原橋    | 水質・底質 | 奈良県   |

## 令和6年度ダイオキシン類測定計画（地下水）

### 1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 測定期間

期間は、令和6年4月から令和7年3月までとする。

### 3. 測定の内容

#### (1) 測定地点

測定地点数は表3のとおりである。

#### (2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

#### (3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」に基づき実施する。

### 4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

### 5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表3 令和6年度市町村別測定地点数（地下水）

| No. | 市町村名 | 地点数 | 測定機関 |
|-----|------|-----|------|
| 1   | 奈良市  | 2   | 奈良市  |
| 2   | 天理市  | 2   | 奈良県  |
| 3   | 斑鳩町  | 1   |      |
| 4   | 高取町  | 1   |      |
| 5   | 吉野町  | 1   |      |
| 合 計 |      | 7   |      |

## 令和6年度ダイオキシン類測定計画（土壌）

### 1. 目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条に基づき、奈良県の区域に係る土壌の測定について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 測定期間

期間は、令和6年4月から令和7年3月までとする。

### 3. 測定の内容

#### (1) 測定地点

測定地点は表4のとおりである。

#### (2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

#### (3) その他

測定方法等については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」又は「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（令和4年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）」に基づき実施する。

### 4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

### 5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表4 令和6年度市町村別測定地点（土壌）

| No. | 市町村名 | 一般環境 | 発生源周辺 | 合計地点数 | 測定機関 |
|-----|------|------|-------|-------|------|
| 1   | 奈良市  | 1    |       | 1     | 奈良市  |
| 2   | 天理市  | 2    | 1     | 3     | 奈良県  |
| 3   | 田原本町 | 1    | 1     | 2     |      |
| 合計  |      | 4    | 2     | 6     |      |